

米沢市スポーツ教室 会則

(名称)

第1条 教室は、米沢市スポーツ教室(以下「当教室」という)と称する。

(目的)

第2条 当教室は、スポーツを通じて心身の健康・増進に努めると共に、各種スポーツを理解し競技裾野の 拡大と 会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(運営)

第3条 当教室全体の運営は、一般財団法人米沢市スポーツ協会(以下「本協会」)が実施する。

(会員区分)

第4条 当教室の参加は、個人のみとする。

(手続き)

第5条 当教室は、参加に際しては以下の手続きをとるものとします。

- 1、参加する方は、本会則及び教室案内、利用規定等を承認の上、書面により事務局に入会を申し込み、事務局の承認を得るものとします。
- 2、参加する方は以上の手続きにより事務局の承認を得た上、所定の参加料を事務局に払い込むものとし、これらの手続きが完了した時、別途定める開始日から参加できるものとする。
- 3、当教室に支障をきたすなど不相当と認めるとき、申し込みを承認しない場合がある。

(入会資格)

第6条 当教室に参加できる方は当教室の趣旨に賛同し、次の各号に該当し本会則及び各教室入会案内、利用規則等を承認した方とします。

- 1、医者から運動を禁止されていない方
- 2、指導員の指示に従ってグループ練習が出来る方
- 3、伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- 4、暴力団関係者等の反社会的団体に関与していない方
- 5、現在妊娠中の方
- 6、薬物依存等による障がいを持っていない方
- 7、過去に本教室を除名になっていない方

(受講料等)

第7条 受講料等については以下のとおりとします。

- 1、受講料等については、原則返還しないものとします。
但し、教室運営側(含む開催教室)の瑕疵による場合は受講料の返還をするものとする。
- 2、受講者数は、各運営教室より本協会に報告すること。
- 3、受講料は、開催する教室によりそれぞれにて決定。
受講料は、本協会にて受領し必要経費分を運営費する。

(教室運営費用の支払い)

第8条 開催している教室には、受講料より必要経費を除いた分を教室開催終了後に支払うものとする。

尚、必要経費分として令和8年度は受講料の10%とするが、以降の年度は協議の上で変動する場合がある。

(自己責任)

第9条 参加者が、当教室を利用中、当教室の責に帰すべき理由以外の事由により受けた人的、身体的又は物的損害に対しては、当教室は一切の責任を負わない。

(損害賠償責任)

第10条 参加者は、施設利用中に自己の責に帰すべき事由により当教室又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

(参加資格一時停止、強制退会)

第11条 当教室は、参加者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、資格の一時停止又は除名することができます。

- 1、伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- 2、反社会勢力、暴力団関係者その他当教室の運営に支障を来す等、当教室が不相当と認める方
- 3、飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方
- 4、医師により、運動を禁じられた方
- 5、当教室の施設を故意に棄損したとき
- 6、指導員及びスタッフの指示に従えないとき
- 7、参加書類に虚偽の記載が判明したとき
- 8、当教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- 9、本会則、その他当教室が定める諸規則に違反したとき

(施設の閉鎖等)

第12条 当教室は、諸般の事情により、時間、日程等を変更する場合があります。

2 当教室は次の場合、施設の全部又は一部を閉鎖することがあります。

- ①気象、災害その他により開場が不可能と認められる場合
- ②施設の改造、又は補修の場合

(受講料等の変更)

第13条 当教室は社会情勢の変動又は当教室の都合により受講料その他各種料金等を変更することができるものとします。

(諸規則の遵守)

第14条 参加者並びに、当教室は本会則及びその他の諸規則を遵守するものとする。

(記載事項の変更)

第15条 参加者は、住所、連絡先等、参加申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当教室の事務局に届け出るものとします。

(当教室の実施)

第16条 当教室の実施方法に際しては、別に定める米沢市スポーツ教室実施要領によるものとする。

(改正・変更)

第17条 本会則の改廃は、一般財団法人米沢市スポーツ協会の常任理事会が行う。

(附則)

1. この会則は、令和7年4月1日に施行
2. 令和8年11月12日改定・施行